議題3：軽自動車税の軽減措置について

資料3

市　名		各　市　の　状　況					
		生活保護受給者への減免措置		身体障害者に対する減免措置		電気自動車等エコカーへの減免措置	
		措置の有無	減免の内容	一人あたりの減免台数の制限措置	前年度減免者への便宜	措置の有無	軽減措置への検討内容
1	名古屋市	有	生活保護法の規定による扶助のうち、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける者としている。その他の事由による制限は無い。	1人1台に限る。その他の事由による制限は無い。	減免ではなく課税免除としているため、免除事由に該当しなくなった場合に届出書の提出を求めることとしている。	実施していない。	検討していない。
2	豊橋市	有り。ただし、現在対象者無し。（豊橋市市税条例施行規則第13条別表第4より）	1人あたり1台。（豊橋市市税条例施行規則第13条別表第4より）	有り。（豊橋市市税条例第67条の2第1項より）	はい。継続申請書を2月に発送。	実施無し。	予定無し。
3	岡崎市	無		有 ・1人につき1台 ・自動車税の減免者及び障がい担当課よりタクシー券の交付を受けた者を除く	減免継続申請書を送付している。	無	
4	一宮市	有	台数の制限はないが、事前に福祉事務所に確認を取っている。	身障者等が所有する車両にかかる軽自動車税の減免については、普通自動車も含め1台のみとしている。	前年度減免者には、現況届を送付し、提出してもらっている。現況届の内容により引き続き要件を満たす場合は、翌年度も継続して減免している。	実施していない。	検討していない。
5	瀬戸市	減免措置　なし		1人あたりの減免台数　1台	現年度の減免対象者に対し2月上旬に「減免の対象となっている軽自動車等の現況報告書」を送付。同報告書の返送があり、減免申請の内容に変更がないものについては新年度について減免を継続している。申請内容と変更ありで回答があった者については、調査及び資料提出をしてもらい減免に該当するか判断している。	軽減措置　なし	軽減措置の検討　なし
6	半田市	なし	－	1人1台。ただし、自動車税減免者を除く。	納税通知書発送時に減免関連の書類を同封している。	軽減措置なし	特になし
7	春日井市	有	1人あたり1台　　社会福祉事務所長名の「生活保護受給証明書」を添付	身障者1人あたり1台　　自動車税減免者を除く	毎年3月中旬～下旬に減免者に確認はがきを送付 車両、所有者、等級等の変更有無の回答をもらい、減免継続している	実施していない	検討していない
8	豊川市	無		障害者1人につき1台の自動車に限る。また自動車税減免者、タクシー利用助成券交付者を除く。	前年度の減免者に対して現況報告書を送付し、回答があり、減免に該当する場合は減免を継続している。	無	市民税課としては、検討していない。
9	津島市	無		「身体障害者等1人につき、1台に限る」と条例で定めているため、自動車税減免者を除いている。	前年度減免者は文書照会により、継続の便宜を図っている。	実施していない	検討していない
10	碧南市	無		1人当たり1台、自動車税減免者は除く	前年度減免者へ、減免手続きについて案内をする。	無	

市名		各市の状況					
		生活保護受給者への減免措置		身体障害者に対する減免措置		電気自動車等エコカーへの減免措置	
		措置の有無	減免の内容	一人あたりの減免台数の制限措置	前年度減免者への便宜	措置の有無	軽減措置への検討内容
11	刈谷市	無		身体障害者等１人につき１台に限り、自動車税減免を受けている人及びタクシー料金助成利用券の交付を受けている人を除きます。	前年度の減免者に対して、減免継続申請書を送付しています。	実施していません。	検討していません。
12	豊田市	有	１人（１世帯）あたりの減免台数制限なし。保有理由不要。福祉事務所の承認不要（各課の確認のみ）。	１人あたりの減免台数は１台。自動車税か軽自動車税かどちらか１台に限る。	２～３月に減免継続の案内文書を発送。	実施していない。	軽減措置の可能性を検討中（提示できる内容のものはない）。
13	安城市	なし	―	身体障害者1人あたりの減免台数1台。　自動車税減免者を除く。	1月に確認通知書を送付し、返送してもらった回答を確認して減免を継続する。	実施していない。	検討していない。
14	西尾市	無	無 【参考】 「西尾市　軽自動車税課税免除及び減免に関する要綱」 第8条　前年度において、条例第89条第1項及び条例第90条第1項の規定による軽自動車税の減免を受けた納税義務者について、当該年度の賦課期日に前年度に課税された軽自動車等と同一の車両を所有し、条例第89条第2項並びに条例第90条第2項及び第3項に規定する身体障害者の範囲等に異動がないと市長が認めるときは、当該年度の納期限前7日までに条例第89条第2項並びに条例第90条第2項及び第3項の申請書を提出したものとみなし、引き続き条例第89条第1項及び条例第90条第1項の規定による軽自動車税の減免を行うことができる。	障害者1人につき「1台」に限ります。なお、「自動車税の減免」または「福祉タクシーチケット（障害者福祉タクシー料金助成金）の交付」との重複はできません。 また、障害者の方が、入院・入所中の場合は、原則として減免の対象にはなりません。	当市においては、要綱で、「賦課期日に前年度に課税された軽自動車等と同一の車両を所有し、身体障害者の範囲等に異動がないと市長が認めるときは、期限前7日までに申請書を提出したものとみなし、引き続き軽自動車税の減免を行うことができる。」と規定しているため、「所有車両や障害の程度」等（「減免申請の『申請内容』」）の異動の有無の確認のために、減免対象者に対して、年1回2月頃に案内文書を送付し、異動がある場合は再申請するよう案内しています。 ただし、下記の事例に対しては、上記案内とは別に対応しています。 ・「減免申請の『申請内容』」のうち、「運転免許証の『有効期限』切れ」の減免対象者に対しては、「『有効期限』切れ」となる月の翌月に電話等で「運転免許証の『有効期限』が切れていると思われますので、更新手続き後に再申請してください」と案内をしています（⇒もし再申請をしない場合は、一旦「減免の打切り」とします）。 ・「廃車申告書等で、所有車両の異動」が確認できた場合や、「障害者等本人の死亡」が確認できた場合も、電話等で必要な手続きの案内をしています。	無	無
15	蒲郡市	なし		１人につき１台。自動車税減免者及びタクシー料金助成者を除く。	前年度の減免者に対して文書照会により、減免を継続する便宜を図っている。	実施していない	なし
16	犬山市	有り	制限なし。生活保護受給の確認と減免申請のみ。	一人の減免台数は普通自動車、軽自動車合わせて一台のみ。 自動車税減免者の併用不可。	文書により現況確認を行い、減免の条件を満たしていれば継続している。	無し	無し
17	常滑市	減免措置有	１人１台まで。保有理由による可決決定なし。生活保護が決定した者は全員減免とするため、特別に福祉事務所の承認は必要ありません。	自動車税減免者を除き、１人１台まで。	毎年、申請が必要なため、継続対象者については、当初課税期（５月）にこちらから「申請書」を送付しています。	実施していません。	検討していません。
18	江南市	条例にあるが、対象者なし。	過去の取扱として、福祉事務所から連絡があった場合に減免を受付けた。	自動車、軽自動車合わせて1人あたり1台のみとしている。	例年3月上旬に減免の継続に関する案内文及び申請書を郵送し、4月上旬までに提出することとしている。	実施していない	検討していない
19	小牧市	無		一人あたり一台。自動車税減免者を除く。	行っている。	無	検討していない。

市　名		各　市　の　状　況					
		生活保護受給者への減免措置		身体障害者に対する減免措置		電気自動車等エコカーへの減免措置	
		措置の有無	減免の内容	一人あたりの減免台数の制限措置	前年度減免者への便宜	措置の有無	軽減措置への検討内容
20	稲沢市	減免をしていない		対象者1人あたり1台。但し、自動車税減免者を除く。	現況報告書(身障手帳等写し添付)の提出により減免を継続している	実施していない	現在、計画はありません。
21	新城市	無		有	図っている	実施していない	検討していない
22	東海市	有り	制限なし	1あたり1台に限る。自動車税減免者は除く。	文書で減免の継続の案内を行っている。	実施していない	予定なし
23	大府市	なし	なし	1人当たりの減免対象は1台で、自動車税減免を受けている場合は除いている。構造減免は台数制限なし。	納税通知書とともに案内文と申請書を郵送している。	なし	今のところ特に考えていない。
24	知多市	生活保護受給者に対する減免はありません		減免台数は1人1台に制限しています	平成26年度より文書照会による減免継続を予定しています	電気自動車等の軽減措置は実施していません	他市町の状況を参考にして検討する予定です
25	知立市	無し	−	障害者１人につき1台。普通自動車の減免や障害者福祉のタクシーチケットの助成を受けている者を除く。	前年度減免者に対して来年度の減免案内を送付するのみ。障害者手帳に毎年減免申請済みのスタンプを押すため、文書照会等による減免継続は行っていない。	実施していない。	検討していない。
26	尾張旭市	無		一人当たり一台に制限し、普通自動車の減免者は対象から除いています。	市から継続用の申請書を送付し、提出していただいています。その際に、新規申請時に必要な書類の提出は省略しています。	実施していません。	検討していません。
27	高浜市	ありません。		あります。対象者１人あたり1台で、自動車税減免者は除く。	本人所有本人運転の前年度減免対象者に対して、調査し減免を自動継続している。	実施していません。	予定ありません。
28	岩倉市	有	福祉事務所が承認した等保有することに相当な理由がある場合は減免する	台数については1台のみとしている	申請書の提出がなければ減免の継続はしない	実施していない	検討していない
29	豊明市	無		一人1台のみ（自動車税減免者、身体障害者・高齢者タクシー助成対象者除く）	納通発送前に減免申請郵送	未実施	未実施
30	日進市	特にありません		はい（自動車税減免者は除き、1人1台まで）	はい	特にありません	特にありません
31	田原市	減免措置　無	―	１人当たり1台（自動車税減免者を除く）	「軽自動車税の減免にかかる現況報告書」を送付している	軽減措置　無	検討していない
32	愛西市	有り	一人一台で、保有理由による可否等の制限はもうけていない。	一人一台で、自動車税減免者は減免を受けることはできない。	減免を受けている者に対しては、翌年度の申告書を送付している。	実施していない。	実施していない。
33	清須市	無	―	身体障害者等１人につき1台で、当該身体障害者等が自動車税の減免者である場合は、減免の対象としていない。	図っている。	実施していない。	実施の予定なし。
34	北名古屋市	無	―	有	有	無	未定
35	弥富市	無	―	１人につき1台。但し、普通自動車で減免を受けていないこと。	していない。減免継続の申請案内はするが、来庁のうえ申請が必要。	特になし	特になし

市　名		各　市　の　状　況					
		生活保護受給者への減免措置		身体障害者に対する減免措置		電気自動車等エコカーへの減免措置	
		措置の有無	減免の内容	一人あたりの減免台数の制限措置	前年度減免者への便宜	措置の有無	軽減措置への検討内容
36	みよし市	ありません	―	愛知県条例第73条の規定により自動車税の減免を受けている者以外とし、軽自動車は1台限りとしています	前年度の申請者に対して案内状を送付しております	実施しておりません	―
37	あま市	実施していない。	生活保護受給者に対して減免は実施していません。	障がい者１人につき１台、自動車税で減免を受けている方は除くといった制限はあります。	前年度に減免された方に対して、納税通知書発送時に減免の案内文と減免申請書を同封しています。	実施していない。	検討していない。
38	長久手市	減免措置はありません		身体障害者等を常時介護するため、１台に限っている。	文書照会は行わず、減免を継続しています。	実施していません。	実施していません。